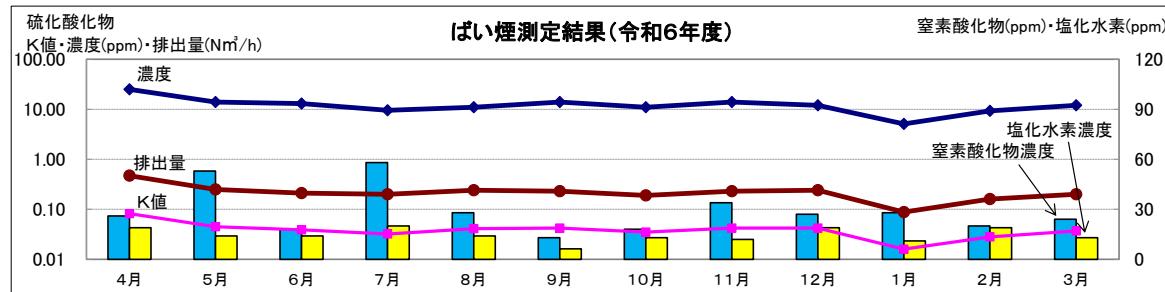


## ごみ焼却施設 ばい煙測定結果 (令和6年4月～令和7年3月)

項目	単位	測定結果												組合基準値	備考		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
硫黄酸化物	K値	—		0.082	0.045	0.039	0.032	0.041	0.042	0.035	0.042	0.042	0.016	0.028	0.037	1.0以下	公害防止協定
	濃度(参考)	—	ppm	25	14	13	9.5	11	14	11	14	12	5.1	9.3	12	—	( )内は、硫黄酸化物の規制基準「K値=1.0」に対する許容濃度の許容排出量換算値である。
	排出量(参考)	—	Nm <sup>3</sup> /h	0.47	0.25	0.21	0.20	0.24	0.23	0.19	0.23	0.24	0.088	0.16	0.20	—	—
塩化水素濃度 (O <sub>2</sub> :12%換算)		■	ppm	19	14	14	20	14	6.3	13	12	19	11	19	13	1時間値 50ppm以下	公害防止協定
窒素酸化物濃度 (O <sub>2</sub> :12%換算)		■	ppm	26	53	18	58	28	13	18	34	27	28	20	24	1時間値120ppm以下	〃
ばいじん濃度 (O <sub>2</sub> :12%換算)		g/Nm <sup>3</sup>	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.005	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	1時間値0.02g/Nm <sup>3</sup> 以下	〃	



基 準 値 比 較		
項目	国基準値	組合基準値
硫黄酸化物	K値=1.75 濃度 (140ppm)	K値=1.0 濃度 (80ppm)
塩化水素濃度	430 ppm	50 ppm
窒素酸化物濃度	250 ppm	120 ppm
ばいじん濃度	0.15 g/Nm <sup>3</sup>	0.02 g/Nm <sup>3</sup>

## ごみ焼却施設 ダイオキシン類濃度測定結果

項目	単位	採取日		測定結果	規制基準	備考
排ガス中の ダイオキシン類 濃度	ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	1号炉	R6. 6. 4	0.082	5	ダイオキシン類特別 措置法適用 (H14. 12. 1～)基 準
			R7. 1. 10	0.062		
		2号炉	R6. 7. 16	0.14		
			R6. 12. 3	0.087		
集じん灰中の ダイオキシン類 濃度	ng-TEQ/g	—	R6. 6. 4	0.046	3	〃
焼却灰中の ダイオキシン類 濃度	ng-TEQ/g	1号炉	R6. 6. 4	0.014	3	〃
		2号炉	R6. 7. 16	0.0082		

1 K値は、地域ごとに定められ、各施設の煙突の高さに応じた硫黄酸化物の許容排出量を求める際に使用する大気汚染防止法に定められた定数

2 m<sup>3</sup>は標準状態 (0°C, 1, 013hpa) における1m<sup>3</sup>の気体の体積である。

3 ppmは100万分の1を示す単位で、気体では cm<sup>3</sup>/m<sup>3</sup>の割合である。

4 測定日については、焼却炉運転開始日から2週～6週の間で測定。

※ TEQとは、ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2, 3, 7, 8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

※ ng(ナノグラム)は10億分の1グラムである。

※ pg (ピコグラム) は1兆分の1グラムである。